

# 埼玉県共同募金会三芳町支会会則

平成16年11月 1日

会則 第 6 号

社会福祉法人

埼玉県共同募金会三芳町支会会則（昭和61年会則第1号）の全部を改正する。

（会 則）

第1条 この会則は、社会福祉法人埼玉県共同募金会支会規程第15条の規定に基づき、三芳町支会（以下「この会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的及び事業）

第2条 この会は、支会共同募金運動の目的達成のために、社会福祉法人埼玉県共同募金会（以下「県共募」という。）の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉推進のため、民意を十分反映し、次の事業を行う。

- （1）区域内における共同募金活動の実施
- （2）区域内における共同募金ボランティアの受け入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- （3）区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- （4）区域内における民間地域福祉にかかる資金需要の把握
- （5）区域内における社会福祉協議会及び受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応
- （6）歳末たすけあい運動の推進
- （7）関係組織との連絡調整
- （8）その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

（名 称）

第3条 この会は、埼玉県共同募金会三芳町支会という。

（事 務 所）

第4条 この会の事務所を社会福祉法人三芳町社会福祉協議会事務所内に置く。

（役 員）

第5条 この会に、次の役員を置く。

理 事 11名

監 事 2名

(代表者)

第6条 この会に、支会長1名及び副支会長1名を置く。

- 2 支会長は、この会を代表して会務を統括する。
- 3 副支会長は、支会長を補佐し、支会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 支会長及び副支会長は、この会の理事会において選任する。
- 5 支会長は、県共募の会長が委嘱し、副支会長は支会長が委嘱する。
- 6 支会長及び副支会長は、理事とし、その定数に含まれるものとする。

(理事)

第7条 理事は、理事会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行にあたる。

- 2 支会長及び副支会長以外の理事は、理事会において選任し、支会長が委嘱する。
- 3 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第8条 この会則において、別に定める事項のほか、次の事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 決算及び事業報告
- (3) 会則の改正
- (4) その他、支会長が必要と認める事項

- 2 理事会は、支会長が招集して、その議長は互選とする。
- 3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。
- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数ときは議長の決するところによる。

(監事)

第9条 監事は、この会の業務及び財務を監査して、理事会に報告する。

- 2 監事は、理事会において選任し、支会長が委嘱する。
- 3 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第10条 支会に、第2条に定める目的を達成するために専門委員会をおくことができる。

- 2 専門委員会の委員は、支会長が委嘱する。

3 専門委員会の設置運営要領は、別に定める。

(住民参加)

第11条 支会は、住民参加による会務の運営を行うため、役員及び各委員を地域住民から公募することができる。

(共同募金ボランティア)

第12条 この会が行う募金活動、広報活動、その他必要なボランティア活動は、支会長のもとにボランティア（団体を含む。）の組織的活動によって展開する。

2 共同募金ボランティアについて必要な事項は、支会長が定める。

(会計)

第13条 この会の会計は、県共募の会計規程の定めるところによる。

(経費)

第14条 この会の経費は、県共募からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第15条 この会の事務を処理するために事務局を置く。事務局職員は支会長が任命する。

2 事務局職員のうち1名を事務局長とする。

附 則

この会則は、平成16年11月1日から施行する。

## 埼玉県共同募金会三芳町支会役員等選任基準

- 1 委員選任基準（定数 11名）  
社協理事
- 2 監事選任基準（定数 2名）  
社協監事
- 3 募金ボランティア選任基準（定数 若干名）  
行政区長、副区長及び役員